

第1章

計画の基本的事項

1 策定趣旨

長野県は、地形的・気象的な特性により、数多くの災害が発生し、甚大な被害を被ってきました。近年では平成 23 年 3 月の長野県北部地震や、平成 26 年 2 月の大雪災害、7 月の土石流災害、9 月の御嶽山噴火災害、11 月の長野県神城断層地震など、多くの災害に見舞われ、県民の尊い命と貴重な財産が失われるとともに、被災地域の観光業をはじめとする産業は大きな打撃を受けました。それらの大規模自然災害に対して、「命を守る」ための備えとして、迎え撃つ社会の在り方が問われています。

国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、翌年 6 月には国土強靱化基本計画を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。

長野県においては、こうした国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、すべての県民や長野県に訪れる滞在者を含め、それぞれの立場で、今後必ず起こりうる災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的として、平成 28 年 3 月に長野県強靱化計画を策定し、強靱化に向けて諸施策を実施して参りました

一方で、長野県強靱化計画の策定後も、日本国内では熊本地震を始め多くの災害が発生するなか、災害対応などを通じて新しい知見や教訓が得られており、長野県においてもこれらの知見や教訓を活用していく必要があります。

また、計画の進展に伴い、実施している諸施策についてもその進捗状況に合せ見直しを行う必要があります。

長野県の強靱化は、「災害が発生しても生命を失わず、迅速に日常の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること」を意味しています。

大規模自然災害への「備え」について、引続き最悪の事態の想定という視点から強靱化に向けた施策を効果的に推進するため、国土強靱化基本法第 13 条に基づき、第 2 期長野県強靱化計画の改定を行います。

2 計画の性格

長野県強靱化計画は、大規模自然災害に対する県土の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画です。

○強靱化の分野において、長野県強靱化計画を指針とする計画

しあわせ信州創造プラン 2.0 (長野県総合5か年計画)	長野県社会資本総合整備計画
長野県地域防災計画	信州みちビジョン
信州保健医療総合計画	長野県緊急輸送路の吹付法面長寿命化修繕計画
第三次長野県環境基本計画	長野県横断歩道橋長寿命化修繕計画
長野県環境エネルギー戦略 ～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～	長野県大型案内標識長寿命化修繕計画
第5次長野県水環境保全総合計画	長野県大型擁壁等大規模施設長寿命化修繕計画
長野県水道ビジョン	長野県吹付法面(緊急輸送路以外)長寿命化修繕計画
千曲川流域下水道総合地震対策計画	緊急輸送路の防災対策事業実施計画
諏訪湖流域下水道総合地震対策計画	長野県内の河川整備計画
犀川安曇野流域下水道総合地震対策計画	長野県橋梁長寿命化修繕計画(第2期計画)
長野県廃棄物処理計画(第三期)	長野県舗装長寿命化修繕計画
長野県BCP策定支援プロジェクト	長野県トンネル長寿命化修繕計画
第2次長野県教育振興基本計画 (防災教育等学校安全の充実)	長野県ロックシェッド・スノーシェッド長寿命化修繕計画
第3期長野県食と農業農村振興計画	焼岳火山噴火緊急減災対策砂防計画
長野県農業農村整備計画 (第8次長野県土地改良長期計画)	御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画
長野県森林づくり指針	砂防関係施設長寿命化計画
長野県公営企業経営戦略	長野県河川管理施設(水門、樋門等)長寿命化計画
耐震化年次計画	長野県都市計画ビジョン
公共施設等総合管理計画	長野県公園施設長寿命化計画
災害時における物資の調達に関する協定	長野県耐震改修促進計画(第Ⅱ期)
長野県土地利用基本計画	長野県住生活基本計画
	第二期県有施設耐震化整備プログラム

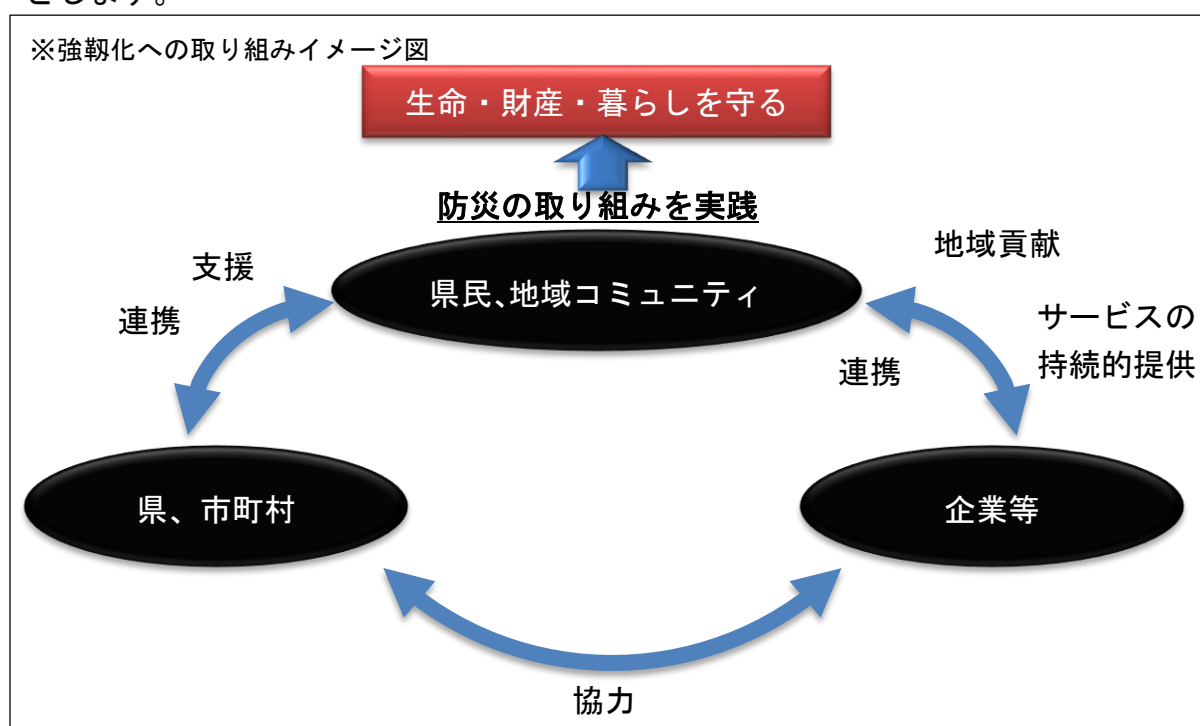
(平成30年3月現在 43計画等)

3 計画の目的

県民の一番の思いは災害により生命・財産を失わないことにあります。また、県政モニター調査結果によると、災害時において最も心配することは、食料・飲料水・エネルギー・日用品の確保が困難になることです。

行政のみならず、企業、県民も、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靱化を意識することが必要です。

長野県強靱化計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、県民が一体となって「オール信州」で強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守ることを目的とします。



4 計画期間

計画期間は、平成30年度から平成34年度の5年間とします。

5 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）

国は、国土強靱化基本計画において、我が国の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し評価する、いわば「国土の健康診断」を実施するため、脆弱性評価を行っています。この評価は、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する各省庁の施策について横断的に評価することとし、国は45項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

長野県は、国の脆弱性評価を参考に、以下の手順で評価を実施しました。

① 長野県における「起きてはならない最悪の事態」を設定



② ①に対する長野県の施策、指標の洗い出し



③ ②について現状、問題点を整理



④ ③に対する施策を検討

この評価結果については、第3章「取り組むべき事項」の「1 現状認識・問題点の整理（脆弱性の評価）」にそれぞれ記載しています。

本計画は、このフローをもとに強靱化に取り組むため、長野県が設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとに、1 現状認識・問題点の整理、2 施策、3 数値目標を記述しています。

6 施策の重点化

財政状況が厳しい中、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を推進するためには、施策の優先順位が高いものについて、重点化しながら進める必要があります。県では、第3章「取り組むべき事項の」の起きてはならない最悪の事態」を回避する施策の中から、3つの重点項目を定めています。

7 県民の取り組み

大規模災害に際して「起きてはならない最悪の事態」の発生を防ぐためには、県民一人ひとりが主体的に行動し災害に立ち向かう「自助」と、多様な主体の互いに共働し合う「共助」に基づく「自治の力」が発揮されることが重要です。

また、災害の発生を防ぐことはできませんが、その特性を学び準備をすることが、災害に際し生命や財産を守る重要な要素となります。

本計画では、「起きてはならない最悪の事態」を認識し克服するため、県民の皆様が取り組むべき事項を「県民の皆様へ」として第3章の各節に記載しています。

8 民間事業者の取り組み

「起きてはならない最悪の事態」を克服するためには、民間事業者の取組が必要不可欠です。特に、ライフラインを担っている民間事業者の取り組みは、大規模自然災害が発生した際の被害の最小化や迅速な復旧において特に重要で、災害から県民の暮らしを守る上で最も必要なものです。本計画では、そういった民間事業者における「事前の備え」について、「起きてはならない最悪の事態」を克服する観点で記載しています。

9 有識者からの意見聴取

本計画を策定するにあたり、多角的な視点から考察するため、防災研究の専門家をはじめ、各分野の有識者から個別に意見を聴取し、計画に反映しています。

10 評価・見直し

本計画の第3章「取り組むべき事項」には、「起きてはならない最悪の事態」に対する「1 現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）」、「2 施策」、「3 数値目標」が掲載されています。計画を効率的かつ効果的に推進するため、それらの施策や数値の達成状況を評価し、今後発生する災害の検証も加えながら、必要に応じて見直し（改善）を図ることが重要です。PDCA サイクル（Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Act:改善）により、施策の見直しを行っていきます。

また、大規模災害の発生などにより、それまで認識されず早急な整理が必要な問題点（脆弱性）が発見された場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、本計画に掲載の「3 数値目標」は、進捗管理の目安として記載しており、数値目標の達成によりすべての問題点が解決されたとするものではありません。